

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成27年6月29日
<b>【会社名】</b>	大和工業株式会社
<b>【英訳名】</b>	YAMATO KOGYO CO., LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 井上 浩 行
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	常務取締役 吉 田 隆 文
<b>【本店の所在の場所】</b>	姫路市大津区吉美380番地
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

大和工業株式会社の代表取締役社長井上浩行及び最高財務責任者常務取締役吉田隆文は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しております。財務報告に係る内部統制は、金融庁組織令（平成10年政令第392号）第24条に規定する企業会計審議会により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」に基づき、整備及び運用されております。財務報告に係る内部統制は、その限界により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

我々は、平成27年3月31日時点における財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。当該財務報告に係る内部統制の評価にあたり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

内部統制の有効性を評価するにあたっては、まず、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制について評価を行い、その結果を踏まえて業務プロセスにかかる内部統制について評価しました。これは、適切な統制が全社的に機能しているかどうかについて、まず心証を得た上で、それに基づき、財務報告に係る重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して業務プロセスにかかる内部統制を評価していくという、トップダウン型のリスク重視のアプローチを採用したものであります。具体的には、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価し、内部統制の有効性を高めるために継続的に更新・改定を行ってまいりました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲の評価対象としました。

財務報告に係る内部統制の評価は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲において行い、この評価範囲は、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮して、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

なお、重要な事業拠点を選定するに際しては、連結売上高のおおむね3分の2以上を占める拠点を選定して、それら事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目すなわち「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」、「固定資産」に至る業務プロセス及びその他の重要な個別プロセスを評価の対象としました。

## 3 【評価結果に関する事項】

以上の評価の結果、財務報告に影響を及ぼす可能性のある重大な問題は発見されず、平成27年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。